最終更新日：2017年12月25日
株式会社オルトプラス
代表取締役CEO　石井　武
問合せ先：03-4577-6701
証券コード：3672
http://www.altplus.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、当社グループのサービス利用者を含めた全てのステークホルダーの利益を重視し、長期的、継続的に企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。
当該認識のもと、取締役、監査役、従業員は、それぞれの役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の向上を図るとともに、企業規模の拡大に合わせて、適切な経営組織体制を整備運用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
当社では、いわゆる電子投票制度（電磁的方法による議決権行使）は採用しておりません。電子投票制度の採否については、近時の議決権行使率の状況、コスト面の検証等を含めて、今後、検討してまいります。また、当社の外国人株主（法人株主を含む）構成比率が相対的に低い状況であることを踏まえ、招集通知の英文開示および英語での情報開示は行っておりません。今後も、海外投資家の比率を勘案し、検討してまいります。

【原則1-3】
当社では、配当政策については有価証券報告書等で開示しておりますが、資本政策全般に関する基本方針については、今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社の外国人株主（法人株主を含む）構成比率は、相対的に低い状況であることを踏まえ、招集通知の英文開示および英語での情報開示は行っておりません。今後も、海外投資家の比率を勘案し、検討してまいります。

【補充原則4-1-2】
当社では、中期的な経営戦略および経営計画の議論を活発に行っており、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。しかしながら、現在、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している状況下においては、各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、当社では中期経営計画は開示しておりません。

【補充原則4-1-3】
代表取締役の後継者の育成計画は、現時点では明確に定めておりません。取締役会は、役員の選抜や育成方法等を含む後継者計画について、経営理念や経営戦略等を踏まえて策定し、適切に監督しております。

【原則4-8】
当社は、社外取締役を2名選任しており、その全員を独立社外取締役として選任しております。社外取締役は共に企業実務に精通しており、一般株主の利益にも適切に配慮した監督機能を果たすことができる方を選任しております。事業特性と規模から、企業統治の効率性と監督機能が担保される体制と考えておりますが、今後、事業環境の変化等により、社外取締役の増員が必要と判断される場合は、独立性を考慮のうえ候補者を選定することといたします。

【補充原則4-8-2】
筆頭社外取締役は選定しておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査役、監査役会との連携が必要な場合には、経営企画室が密接に連携し、適切なサポートを実施しております。

【補充原則4-10-1】
当社は、本報告書提出時点において、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役の報酬の検討にあたっては任意の報酬委員会を設置しております。また、取締役・監査役候補者の指名などの特に重要な事項の検討にあたっては、任意の委員会は設置しておりませんが、取締役会にて独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4-12-1】
当社は、取締役会の実効性を確保するために、必要な情報の円滑な提供が確保されるように努めていますが、取締役会の実効性分析・評価を実施した結果、取締役会資料の配布、社外取締役への適時・適切な情報提供に関して改善すべき点がありますので、社外取締役及び監査役の意見を踏まえて、引き続き改善してまいります。

【原則5-2】
当社は、現時点において、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している現状を鑑み、経営戦略や経営計画、資本政策の基本的な方針等を公表しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受がはかられ、対象先および当社の企業価値の向上に資すると判断される場合において、政策保有株式を限定的に保有する場合があります。政策保有株式については、個別銘柄毎に中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、事業戦略における保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断いたします。又、政策保有株式の議決権行使については、議案毎に、対象先及び当社の中長期的な経済的利益に資するかを考慮して行います。

【原則1-7】
当社の取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引については、取締役会の決議を要することとしております。その他の関連当事者との重要な取引については、取引条件およびその決定方法の妥当性を取締役会において審議し、決議いたします。関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示いたします。

【原則3-1】
(⑴ 当社グループは、ユーザーの趣味や余暇の充実と豊かなコミュニケーション社会の創造へ貢献することを目指しております。なお、当社は、現時点において、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している現状を鑑み、経営戦略や経営計画を公表しておりません。
⑵ 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。
⑶ 取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬で構成されております。報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役の職位、職務内容及び連結業績を勘案して決定しております。手続については、代表取締役CEO及び社外取締役で構成する任意の報酬委員会において個別報酬案を作成し、取締役会において決定しております。
⑷ 取締役候補者及び監査役候補者の選任については、当社役員として相応しい見識・能力・人格を有する候補者を指名することとし、指名にあたっては取締役会にて十分な審議を経て決定しております。
⑸ 全ての取締役候補及び監査役候補の推薦理由を、株主総会の招集通知にて都度開示しております。

【補充原則4-1-1】
当社の取締役会は、法令及び定款に定める範囲のほか、取締役会において決議すべき事項を取締役会規則にて定めております。また、当社は、職務権限規程において、当社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を定めております。

【原則4-9】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、各事業分野に関する豊富な知識と経験を持ち、相互に補完しうる構成とすることを方針としており、この方針のもと、取締役を5名選任しております。取締役のうち、社外取締役は2名であり、その全員を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-2】
取締役および監査役の取締役会への出席率、監査役の監査役会の出席率は非常に高く、合理的な範囲内での兼任であると考えております。なお、当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-11-3】
取締役会の実効性分析・評価のため、取締役及び監査役に対し、質問票によるアンケートを実施し、この結果を踏まえ取締役会において評価分析を実施いたしました。
これらの評価・分析の概要は以下のとおりであります。
⑴ 取締役・監査役自身の職務執行は、概ね適切である。
⑵ 取締役会全体の実効性は総じて確保されているが、社外取締役及び監査役による経営に対する監督についてはより一層の検討、工夫の余地がある。
⑶ 取締役会の構成、運営状況、審議は総じて十分に行われている。
⑷ 取締役・監査役への事前の資料配布等、情報提供については検討・工夫の余地がある。

上記の評価結果を踏まえ、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていると考えております。一方で、経営戦略や重要な議案に対する十分かつ効率的な審議の実施、重要議案に対する多面的なリスク検討の実施、社外取締役及び監査役に対する資料配布の早期化等の課題につきましては、引き続き改善に務めることにより、取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役・監査役に対し、就任及び在任中において、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供・斡旋・費用支援を実施しております。

【原則5-1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取り組みを行っております。
(1) IR担当部署の設置
(2) IR担当部署による投資家との1on1ミーティング等の実施
(3) 定時株主総会における個人株主との対話の実施
(4) IR資料のホームページ掲載

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
石井　武	1,832,200	14.42

XPEC Entertainment Inc.	1,094,240	8.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	445,100	3.50
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENT ACCOUNT ESCROW （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	321,502	2.53
鵜川　太郎	187,400	1.48
グリー株式会社	166,600	1.31
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072485276 （常任代理人　野村證券株式会社）	152,300	1.20
山口　修一郎	137,000	1.08
日本証券金融株式会社	126,200	0.99
野村證券株式会社	124,711	0.98

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井　洋児	他の会社の出身者											
佐藤　秀樹	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井　洋児	○	―――	石井洋児氏は、株式会社AQインタラクティブ（現株式会社マーベラス）在任中、代表取締役社長として同社の経営に携わるとともに、現在は株式会社アーゼスト代表取締役として同社の経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対しても適切な役割を果たしていることから、当社の経営を監督し、経営全般に関して外部の視点から助言を得るため、引き続き選任しております。

佐藤　秀樹	○	―――	佐藤秀樹氏は、株式会社セガ･エンタープライゼス（現株式会社セガゲームス）在任中、代表取締役社長として同社の経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対しても適切な役割を果たしていることから、当社の経営を監督し、経営全般に関して外部の視点から助言を得るため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の報酬の決定プロセスに関する客観性並びに透明性を確保することを目的として、取締役会の諮問委員会として、報酬委員会を設置しております。
当委員会は、社外取締役と社内取締役で構成し、取締役の報酬体系と個人別の状況を検討し、取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、日常的に相談･情報共有を行うほか、会計監査人の往査時においても三者間で監査の実施状況に関する情報を共有することにより、定期的に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田　香織	公認会計士													
隈元　慶幸	弁護士													
小林　壮太	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田　香織	○	―――	公認会計士としての専門的見地、また通信・メディア・コンテンツ事業における経験等を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断して、引き続き社外監査役として選任しております。
隈元　慶幸	○	―――	弁護士としての専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断して、引き続き社外監査役として選任しております。
小林　壮太	○	―――	公認会計士及び税理士としての専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断して、引き続き社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、社外取締役で過半数を構成する任意の報酬委員会で報酬の体系及び水準等を検討し、取締役会に答申した上で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制として、経営企画室が窓口となり、取締役会の開催前に取締役会の決議予定事項につき、事前に内容を説明しております。また監査役会開催時において、必要に応じて資料の提供や情報収集を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

［取締役及び取締役会］
取締役会は取締役5名で構成されており、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に従って、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

［執行役員及び経営会議］
当社は執行役員制度を導入し、事業の意思決定の迅速化を目的に経営会議を原則毎週1回、開催しております。経営会議の出席者は、代表取締役、取締役、執行役員、部長及び室長、常勤監査役並びに会議のために必要と認めた従業員であります。

［監査役及び監査役会］
監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤監査役であります。監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。また、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人とは必要に応じて会合を行うことにより、監査に必要な情報を共有しております。

［会計監査人］
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名が全員、独立性の高い社外監査役であり、それぞれが公認会計士、税理士、弁護士としての専門的かつ公正な見地から、経営全般に対して適切な監査を実施できる体制を構築しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び業務執行の状況を日常的に監視できる体制にあり、経営に対する監査役機能の充実を図っているため、現時点におけるコーポレート・ガバナンス体制は必要十分であると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、株主の皆様に情報を早期に提供するため、発送前に当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会が設定されております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、株主向けに会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内にIRサイトを設け、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、各種説明資料、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室において対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、従業員、取引先、顧客を始めとするステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しており、当社ホームページ及び適宜開催する会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

［業務の適正を確保するための体制］
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．取締役及び使用人の法令順守意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な諸活動を推進し管理する。
b．各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令順守体制の整備及び推進に努める。
c．代表取締役CEO直轄の経営企画室が「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的な内部監査を実施する。
d．内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見、未然防止を図る。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を保存及び管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a．多様化するリスクに対処するため、経営企画室が当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。
b．取締役は、事業上の重要なリスク及び内部統制にかかる重要な欠陥等の情報について、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
b．取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程において、職務権限、責任及び分掌を定める。
c．事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a．「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
b．当社取締役、監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査する。

⑹ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、取締役会において財務報告や事業運営等に関する重要な報告を受ける。

⑺ 子会社の損失の危機の管理に関する体制
a．「関係会社管理規程」等の社内規程に基づき、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。
b．子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

⑻ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各子会社にその事業内容・規模・当社との関係等を踏まえた事業計画を定めさせるとともに、子会社と当社の経営企画室にて情報共有の会議を定期的に開催し事業計画の進捗を管理し、効率的な業務運営を図る。

⑼ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制
a．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席できるほか、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧することができる。
b．取締役及び使用人は、重要な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。
c．監査役は、当社グループの事業又は業績に重要な影響を及ぼす事項の報告を、取締役及び使用人に対し、直接求めることができる。

⑽ 子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制
a．子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
b．子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

⑾ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a．監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
b．監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑿ 反社会的勢力の排除に向けた体制
当社グループは反社会的勢力に対し、取引関係その他一切の関係を持たず、不当な要求等に応じたりすることがないよう毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

［業務の適正を確保するための体制の運用の状況］
当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値向上及び株主価値を最大化させるために、コーポレートガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を19回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

⑵ リスクマネジメント体制の構築について
当社は、当社グループにおけるリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処を行うため、経営企画室がリスク管理全般を統括推進しております。

⑶ コンプライアンスへの取り組みについて
当社は、役員及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

⑷ 監査役の職務の執行について
当事業年度において、監査役会を16回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、当社代表取締役と定期的に面談を実施するとともに、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力等との関係を一切遮断します。また反社会的勢力から不当要求を受けた際には、必要な助言・協力を得ることができるよう、関係機関並びに顧問弁護士等と緊密に連携を図って対応してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]
当社グループは、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について、適時適切な開示を行うことが重要であると認識しております。また、当社は小規模組織ではありますが、特定の者に依存しないよう、組織的に対応すべく、財務･経理部並びに経営企画室において同等の対応が可能なように体制整備を図ってまいります。
また、従業員等に対する周知･啓蒙については、当社グループのディスクロージャーに対する取り組み方針や、開示項目等について、インサイダー取引防止策等により、随時実施しております。

